

## 高等学校等就学支援金の受給申請について

「高等学校等就学支援金制度」は、私立高等学校等に通う生徒本人へ、授業料の支援として「就学支援金」が支給される制度です。

学校では国の業務を請け負い、申請から交付までの事務業務を行います。以下の説明をよくお読みいただき、必要書類をご準備の上、期日までにご提出願います。

**提出忘れ等で期日が過ぎた場合、法律により遡っての支給は出来ませんのでご注意ください。**

### ◆令和8年度から制度が改正され、**すべての生徒が申請を行う必要があります。**

改正の概要は次の通りです。

#### ①所得制限の撤廃

所得制限を撤廃し、就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこと

#### ②国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直し

##### 【支給対象者】

- ・日本国籍を有するもの
- ・特別永住者、在留資格が永住者
- ・定住者のうち、将来永住する意思があると認められた者
- ・家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業し、高校卒業後に日本で就労して定着する意思があると認められた者

※【支給対象者】に当てはまらない場合は、学校事務局までご連絡ください。

### ◆提出書類 ※（様式1の1）（様式1の2）は用紙を広げて両面に記入してください

#### <新入生>

(1)様式1の1【高等学校等就学支援金新制度受給資格認定申請書（新制度）】

(2)住民票の写し（原本） ※令和8年4月以降に取得したもの

※大阪府在住者は世帯全員記載のもの、府外在住者は生徒本人のみ

※日本国籍以外の生徒は国籍・在留資格・在留期間等の記載が必要

(3)日本の小学校及び中学校を卒業したことを証する書類

（国籍が日本国以外で家族滞在の生徒のみ）※卒業証書の写しまたは卒業証明書

#### <在校生>

(1)様式1の2【高等学校等就学支援金受給資格確認申請書（新制度）】または

様式1の1【高等学校等就学支援金新制度受給資格認定申請書（新制度）】

※該当する書類を同封しています

(2)住民票の写し（原本） ※令和8年4月以降に取得したもの

※大阪府在住者は世帯全員記載のもの、府外在住者は生徒本人のみ

※日本国籍以外の生徒は国籍・在留資格・在留期間等の記載が必要

(3)日本の小学校及び中学校を卒業したことを証する書類

（国籍が日本国以外で家族滞在の生徒のみ）※卒業証書の写しまたは卒業証明書

◆**注意事項**

- ・訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペンは不可、訂正印は不要です。
- ・期の途中で転学・退学した場合は、当該月の翌月以降の就学支援金を返金していただく場合もあります。
- ・個人情報の取扱いについては『入学後の手引き』P. 27, 28 に記載の通りです。

※ **提出期日：5月22日(金) ※期日厳守** **(全員提出)**

配付時の封筒に提出書類を入れ、担任に提出してください

【お問合わせ先】 四天王寺東高等学校

事務局 総務課 庶務係 電話：072-937-2855